

第1回阿蘇市議会会議録

1. 令和3年2月26日 午前10時00分 招集
2. 令和3年2月26日 午前10時00分 開会
3. 令和3年2月26日 午前10時53分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長(選管事務局長)	高木洋
市民部長(福祉事務所長)	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長(水道局長)	吉良玲二	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	会計管理者(会計課長)	大塚浩二
監査委員事務局長	山本繁樹	政策防災課長	加藤勇二郎
ほけん課長	古閑茂雄	観光課長	秦美保子
住環境課長	藤田浩司	人権啓発課長	市原吉治
市民課長	森永智保	まちづくり課長	荒木仁
水道課長	浅久野浩輝	税務課長	市原修二
内牧支所長	加来隆浩	波野支所長	岩下勝則

農業委員会事務局長 渡 邊 一 倫

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 本 山 英 二 議会事務局次長 市 原 多喜男
書 記 山 本 悠 未

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について（議長）
- 日程第 4 諸般の報告について（市長）
- 日程第 5 提案理由の説明

午前 10 時 00 分 開会

1 開会宣言

○議長（湯浅正司君） 議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

令和 3 年第 1 回阿蘇市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私多忙な折にもかかわりませず、定例会本会議に御出席いただきましてことに厚くお礼を申し上げます。本定例会は、令和 3 年度当初予算の審議をはじめとする最も重要な議会であり、市民生活に関連し、かつその内容も多種多様にわたるものでございます。議案の内容につきましては、後ほど市長から詳細にわたって説明されることと存じますが、議会といたしましては、市民の要望する諸施策を市政運営上に力強く反映すべく努力いたしたいと存じます。したがって、議員各位の熱心な御審議により、適正にして妥当な議決に到達いたしますよう念願するものでございます。なお、新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言が熊本県において解除されたものの、いまだ終息までには至っていない状況であり、今定例会においてもマスク着用や消毒の徹底など、万全を期しての会議とさせていただきます。

時既に早春とは申しながら、余寒なお去り難い時節柄、皆様には御自愛を賜りまして、本市議会の審議に御精励くださいますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただ今の出席議員は 20 名であります。したがって、定足数に達しておりますので、令和 3 年第 1 回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湯浅正司君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、4番議員、甲斐純一郎君、5番議員、立石昭夫君の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（湯浅正司君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

議会運営委員会の会議の結果について、御報告いたします。

議会運営委員会を2月19日午前10時から開催し、本定例会の会期日程等につきまして審議をいたしましたので、結果を報告します。

まず、会期につきましては、今定例会の付議事件が専決処分の報告1件、専決処分の承認3件、条例の制定、廃止及び一部改正9件、令和2年度補正予算案9件、令和3年度当初予算案12件、その他8件の計42件であることから、会期を本日2月26日から3月17日までの20日間といたしました。

会期日程につきましては、議員各位に配付してあるとおりでありますので、御了承願います。

次に、本定例会における議案等の審議方法であります。専決処分の報告1件、専決処分の承認3件を除く38議案については、質疑の後、各常任委員会に付託することといたしました。なお、委員会付託議案審議については、会期中の日程に従い、各常任委員会に付託されますので、自己の委員会の件についての質疑は御遠慮願いたいと思います。

次に、一般質問の取扱いについて御報告します。まず、一般質問の通告期限であります。3月3日の午後5時までといたしましたので、時間厳守で通告書の提出をお願いいたします。なお、各議員に申し上げますが、質問の要旨については、指定された時間を有効活用するためにも、分かりやすく、具体的に記載していただくこと、また通告内容以外の質疑とならないよう気をつけていただきますよう重ねてお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問内容に対する確かな答弁に努められますようお願いいたします。なお、質問時間ではありますが、答弁も含め45分間といたしておりますので、議員各位の御理解をお願いいたします。

次に、本定例会における新型コロナウイルス感染症対策についてであります。これまでどおり、会期中はマスク着用や検温、定期的な換気や消毒の徹底を行うとともに、傍聴につきましても自粛要請を行いました。また、特に本議会や委員会の審議以外であっても、昼食時の黙食など、感染対策に万全を期していただきたいと思います。各議員の御理解と御協力

をお願いいたします。

最後になりますが、本日の議会散会後は全員協議会を本会議場で開くことといたしましたので、御出席のほど、よろしくをお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期の日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について（議長）

○議長（湯浅正司君） 日程第3「諸般の報告」を行います。

皆様のお手元に報告書をお配りしておりますので、主なものについて御報告させていただきます。

まず、監査委員より令和2年11月分から令和3年1月分までの例月出納検査報告書が提出されております。報告書につきましては、議会事務局に保管してありますので、御自由に閲覧を願いたいと思います。

次に、議長会等の開催状況について御報告いたします。

初めに、阿蘇市町村議長会総会が1月12日に開催され、令和3年度事業計画及び予算案について協議、承認されました。また、1月26日に開催予定でした全国市議会議長会の第170回建設運輸委員会については、新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催となり、各協議事項についてすべて承認されました。また、研修会として、熊本県市議会議員研修会が2月8日に熊本市で予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を鑑み、今年度の開催は中止となりました。詳細については、後で御覧いただきたいと思います。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4 諸般の報告について（市長）

○議長（湯浅正司君） 日程第4、市長の諸般の報告を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、早速発言をさせていただきます。

令和3年第1回阿蘇市議会定例会の諸般の報告の前に、冒頭、5期目就任の挨拶を申し上げます。

阿蘇市誕生から16年「5844日」にわたり市政を担わせていただき、阿蘇市民の皆様をはじめ、関係各位の皆様から温かい御支援、御厚情、御理解、御協力を賜り、心から感謝いたします。

平成 24 年九州北部豪雨、平成 28 年熊本地震、中岳火口の爆発的噴火など、4 年ごとに相次ぐ自然災害に遭い、被災された方々の一日も早い生活再建、暮らしにつながる全ての基盤の復旧・復興に市一丸となり取り組んでまいりました。

そして、新しい時代「令和」を迎え、交通・農地等の主要インフラ整備のめど、復活への態勢が整い、みんなで活力ある地域・社会を創っていこうと踏み出していた矢先、令和 2 年初頭から新型コロナウイルス感染症という未知のウイルスの脅威に翻弄され、生活・産業・経済・医療・教育など全分野に強烈なダメージを受け、社会、経済全体の活動低下はもとより、税収の落ち込みなど、厳しい財政運営が現実のものとなっています。

これから、与えられた 4 年間、引き続き市民の皆様方の命と健康をしっかりと守り、心配のない持続可能な財政健全化と地域活性化に道筋をつけながら、コロナ禍からの復活、医療・福祉・介護・教育（人づくり）の充実、強い経済基盤（農林、畜産・商工観光）の確立等、緩みない政策、対策を講じ、不退転の決意で取り組んでいきます。

本定例会は、選挙直後の第 1 回定例会であり、令和 3 年度一般会計当初予算は政策的経費を含まない骨格予算となっています。

次回定例会におきまして、施政方針を示させていただきたいと思っております。御了承をお願い申し上げます。

それでは、令和 3 年第 1 回阿蘇市議会定例会の開会に当たり、12 月定例会以降の諸般の報告をいたします。

まず、総務部関係について報告します。

【政策防災課】

平成 28 年熊本地震から間もなく 5 年になります。

発災から今日までの復旧・復興、多くの貴重な教訓を次世代へ継承し、市民の皆様方の命と暮らしを守る備えとなるよう「阿蘇市震災記録誌」を発刊しました。

これからも、防災・減災、危機管理に全力で取り組み、安心・安全な阿蘇市を市民の皆様方とともに創ってまいります。

次に、阿蘇警察署移転に伴う一の宮地区の交番設置は、安心安全拠点施設として、県警本部へ要望、関係機関と協議の上、複数駐在所の取組を進めることとなり、今定例会に「一の宮地区安心安全拠点施設設計業務」の委託費用を計上させていただき、早期の施設設置に向け取り組みます。

また、阿蘇市デジタル防災行政無線整備事業は、本年 1 月実施設計を完了、周波数の免許申請を行っています。

親局・中継局及び屋外子局の整備、各世帯の個別受信機の貸与を進め、令和 4 年 3 月竣工予定としています。

【税務課】

令和 3 年度市県民税の申告は、本庁、各支所を受付会場とし、市のホームページ、広報誌等でお知らせした日程で実施、特に受付会場は、不特定多数の来場者接触や長時間の申告受付など、感染リスクを回避するため、感染予防対策をしっかりと講じながら業務を行っています。

ます。

次に、本市の基幹税である固定資産税は、令和3年度に3年ごとの土地、家屋の固定資産価格を見直す評価替えを行います。

評価替えを行った土地、家屋の価格は、令和3年度分固定資産税の税額算定基礎として反映されます。

次に、市民部関係について報告します。

【福祉課】

子育て支援センター移転改築工事は、本体工事完了間近となり、本年4月の開所に向け、準備を進めています。

新型コロナウイルス感染症の影響で、生活困窮が心配されるひとり親世帯の「ひとり親世帯臨時特別給付金」は、昨年8月、12月に再支給を行いました。

この給付金は、基本給付として、8月、12月合わせて1世帯当たり10万円、第2子以降1人当たり6万円を支給、さらに感染症の影響で収入が減少した申請世帯に5万円の追加支給を行い、対象世帯給付を概ね完了しています。

【ほけん課】

新型コロナウイルス感染症は、本年1月、国内で第3波の急速な感染拡大、蔓延防止のため、国・県は緊急事態宣言を発令、新規感染拡大防止に全力で取り組んでいるものの、いまだ収束が見通せない状況にあります。

「阿蘇市新型コロナウイルス感染症対策本部」も、しっかりと危機意識を持って、市主催行事の対応、感染拡大防止の対策、マスク着用、手指消毒等の周知徹底、また正確な情報把握や感染者等に対し、誹謗中傷等が起きないように取り組んできました。引き続き、感染防止対策の周知徹底に努めます。

また、新型コロナウイルスワクチン接種は、国の医療機関の医療従事者から先行して始められていますが、優先順位1番目を医療従事者の方、4月以降、65歳以上の高齢者の方、介護施設・老人ホーム等高齢者施設の従事者の方、基礎疾患を有する方等を上位順位とし、その後、16歳未満を除く方々の順で行われる予定です。

実施主体である当市は、2月1日、ほけん課内に「新型コロナウイルスワクチン接種対策班」を設置、現在、国・県の指示の下、接種体制整備を進め、市内医療機関での個別接種を軸とする方向で協議を行っています。また、各関係機関との連携、正確な情報把握に努め、接種体制等の準備が整えば、市民の方々へ市独自の分かりやすい接種券を順次発送、さらにはコールセンターを設置し、市民の方々からの問合せや相談に対応することとしています。

なお、ワクチン供給が計画より遅れ、接種時期がずれ込むことになれば、体制の組み直しも念頭に置き、引き続き市民の皆様が円滑にワクチン接種できるよう万全な準備を進めます。

次に、介護保険事業は、阿蘇市介護保険事業計画等推進委員会の審議を経て、令和3年度から5年度までを期間とする第8期介護保険事業計画を策定、次期保険料は現行の保険料を維持することとし、今後も安定した運営に努めます。

次に、経済部関係について報告します。

【農政課】

国営大野川上流地区土地改良事業は、昨年 11 月、大蘇ダム内で想定量を大きく上回る水浸透の発生が判明、現在、国の農政局職員が常駐し、専門家を交えた浸透抑制対策の調査・検証が行われています。

引き続き、浸透状況等を十分注視し、関係機関と連携し、今春からの営農に用水不足など、支障が生じないように強く申入れを行っていきます。

また、これまで国営・県営で整備された土地改良事業施設の維持管理を円滑に行うため、地元受益者で構成する阿蘇東部土地改良区（阿蘇市、産山村）を 3 月に設立、今後の営農状況に柔軟対応できるよう支援してまいります。

【観光課】

国・県の再度の緊急事態宣言で 1 月から 2 月にかけて、観光客は激減、宿泊施設は休業を余儀なくされ、観光施設も平日を休館するなど、厳しい状況が続いています。

そのような中でも、阿蘇の大自然を活用した新たな旅のスタイルとして、市独自のワーケーション受入環境整備支援に取り組み、市内 32 か所の宿泊施設が支援事業を活用、滞在基盤の充実化を図っています。

また、インバウンドの回復を見据え、阿蘇地域通訳案内士 7 名を育成、現在 18 名の認定者の方が活躍の場を待ち望んでいます。

阿蘇中岳火口は、西駅ロープウェイ駅舎が撤去され、課題であった（仮称）二次避難施設建設を計画、仙酔峡では、危険な状態にある仙酔峡ロープウェイ駅舎の解体撤去を計画いたしました。

早期に事業実施できるよう今定例会へ提案しております。

【まちづくり課】

新型コロナウイルス感染症影響による家計負担緩和、地域の消費下支えのため、40%上乘せのプレミアム付商品券を 3 万冊発行しました。

年末の買い物需要に対応できるよう 12 月 21 日から販売を開始、2 月からは観光客を対象に加え、15 か所の販売所で販売実施、2 月 9 日完売しました。

また、飲食店等にパーテーション、空気清浄機等の導入など、新型コロナウイルス感染予防の取組を支援する「飲食店等コロナ感染症予防対策事業」は、1 月末で 129 件の実績支給となり、2 月 5 日から宿泊施設、タクシーなどへ業種拡大、令和 3 年度も継続事業として実施します。

次に、本年度、阿蘇市ふるさと応援寄附金は、1 月末現在で 1 万 1,504 件、1 億 6,575 万円の寄附をいただき、昨年同時期との比較は、寄附総額で約 2,800 万円、件数で 5,800 件増加しています。

今後、商品開発等を進め、お礼の品の拡充を図りながら、さらなる PR に努めます。

また、昨年延期されました東京 2020 オリンピック・パラリンピックに伴う当市の聖火リレーは、5 月 6 日の開催が予定され、阿蘇地域振興局東側から阿蘇神社までの約 1.8 キロメートル、12 区間を阿蘇にゆかりのあるランナーで聖火をつなぎます。

次に、土木部関係について報告します。

【建設課】

阿蘇市砂防・治山事業関係機関連絡会は、国・県の事業計画、進捗状況について、地域代表者へ情報提供等を目的に、本年 1 月末開催を予定していましたが、「緊急事態宣言」で新年度に延期、実施することとしております。

令和 2 年度発生公共土木施設災害復旧事業は、全 30 件中 26 件を発注、令和 3 年度にかけて工事の発注と完成を予定しています。

昨年 12 月、閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に関連し、国の令和 2 年度第 3 次補正予算で、本市要望の社会資本整備総合交付金事業が措置され、国直轄の中九州横断道路では、「竹田阿蘇道路」2 億 8,000 万円、「滝室坂道路」3 億円、「大津熊本道路」1 億 3,500 万円、阿蘇山直轄砂防事業では、3 市町村で 9 億円の補正予算が措置されています。

【住環境課】

市営住宅は、「赤水西団地建設工事」に本格着工、本団地は、2 棟 21 戸の住居を確保し、令和 4 年 4 月入居に向け事業を進めます。

次に、環境政策は、本市と 18 市町村で構成する「熊本連携中枢都市圏」において共同策定中の「地球温暖化対策実行計画」のパブリックコメントを実施、本年 3 月末の策定に向け進めています。

また、下水道事業は、昨年 12 月、令和元年度に認可区域となった黒川地区の一部地域の地元説明会を実施、「管渠整備」に向け、現在、実施設計を行っています。

次に、教育部関係について報告します。

【教育課】

市内の学校は、例年より 3 日短い冬休みを終え、1 月 6 日から 3 学期が始まっています。昨年からはじめた学校での新しい生活様式も次第に定着し、子どもたちは元気に学習に取り組んでいます。

令和 3 年阿蘇市成人式は、式典直前に新型コロナウイルス感染者が発生、市中感染も危惧されたことから、大事をとり、急遽延期といたしました。

式典は、入念な感染症対策と万全な準備を進めておりましたが、延期となり、新成人の皆様には大変申し訳なく思っています。

延期した式典は、令和 3 年 5 月 2 日の実施を予定し、新成人の輝かしい門出をお祝いできるよう取り組んでいます。

I C T 教育関係では、2 月中に G I G A スクール構想で校内 L A N 工事が完了、児童生徒一人 1 台のタブレットも全校配備を終え、今後もプログラミング教育や臨時休業にも対応できるオンライン授業の体制構築に努めます。

次に、病院事業について報告します。

【阿蘇医療センター】

感染症指定医療機関として、新型コロナウイルス感染症熊本県調整本部、阿蘇保健所の要

請で継続的に陽性患者を受け入れています。

入院された陽性患者数は、令和3年2月10日現在、延べ46名、うち41名は阿蘇郡市内の方、5名は県調整本部からの要請で他郡市の方でした。

阿蘇医療センターは、陽性患者の受入れ開始以降、病院職員に独自の活動制限をお願いし、院内感染防止対策に職員一丸となり懸命に取り組んできました。

今後、阿蘇地域の医療崩壊を防ぐため、院内感染が発生しないよう細心の注意を心がけます。

また、予定されている新型コロナウイルスワクチン接種は、阿蘇市民の皆様が安全で円滑な接種ができるよう、接種体制構築に取り組めます。

以上、3月定例会開会に当たっての諸般の報告といたします。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の諸般の報告を終わります。

日程第5 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 日程第5、市長より今期定例会に提出される議案の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 引き続きまして、令和3年第1回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第1号「専決処分の報告について」

本件は、令和2年9月24日、阿蘇市小池において発生した公用車の物損事故について、令和2年12月17日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

承認第1号「専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第9号）について」

本予算は、第9号補正であります。

本件は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた低所得の「ひとり親世帯」の方へ「臨時特別給付金」を支給することに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、国庫支出金を、歳出では、民生費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ918万円を追加し、歳入歳出予算総額を236億8,110万7,000円としました。

承認第2号「専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第10号）について」

本予算は、第10号補正であります。

本件は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施に伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入では、国庫支出金を、歳出では、衛生費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 6,350 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 237 億 4,460 万 7,000 円としました。

承認第 3 号「専決処分した阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」

本件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第 1 号「阿蘇市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の制定について」

本件は、中小企業者及び農林業者への新型コロナウイルス関係資金の利子補給及び保証料助成事業に要する経費の財源に充てるための基金を設置するため、本条例を制定するものであります。

議案第 2 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」

本件は、介護保険法施行令の一部改正等に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 3 号「阿蘇市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について」

本件は、部落差別の解消の推進に関する法律の施行等に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 4 号「阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について」

本件は、阿蘇神社周辺整備事業に伴い、阿蘇市一の宮町中央駐車場への大型車受入れ体制整備のため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 5 号「阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について」

議案第 6 号「阿蘇市森の体験交流施設条例の一部改正について」

本件は、施設の有効活用、利用促進を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 7 号「阿蘇市放置自転車防止に関する条例の一部改正について」

本件は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律の規定に基づき、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 8 号「阿蘇市波野総合地域施設条例の廃止について」

本件は、阿蘇市波野総合地域施設を普通財産へ変更するため、本条例を廃止するものであります。

議案第 9 号「阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の廃止について」

本件は、J R 豊肥本線の全線運行に伴い、阿蘇市高校生通学支援事業が完了したため、本条例を廃止するものであります。

議案第 10 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 11 号）について」

本予算は、第 11 号補正であります。

歳入では、事業費の確定や国の第 3 次補正予算による事業実施により、国・県支出金、市債等を追加、減額しております。

歳出では、国の第 3 次補正予算による阿蘇山火口二次避難施設整備事業、道路維持工事等を追加、また一の宮地区安心安全拠点施設設計業務委託料、仙酔峡駅舎等解体工事など、安全対策として早急に進める必要がある事業等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 5 億 896 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 242 億 5,357 万円としました。

議案第 11 号「令和 2 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について」
本予算は、第 1 号補正であります。

歳入は、阿蘇中岳の立入規制による道路使用料の減収、それに伴う繰入金を追加しております。

歳出は、公園道路管理費、観光振興費及び予備費をそれぞれ減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1,877 万 4,000 円を減額し、歳入歳出総額を 7,122 万 6,000 円としました。

議案第 12 号「令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について」
本予算は、第 3 号補正であります。

歳入では、繰入金を追加し、歳出では、総務費を追加、事業費及び予備費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 349 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 7 億 8,830 万 2,000 円としました。

議案第 13 号「令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について」
本予算は、第 5 号補正であります。

歳入では、繰入金を、歳出では、総務費及び予備費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 480 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 35 億 5,547 万 7,000 円としました。

議案第 14 号「令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」
本予算は、第 4 号補正であります。

歳入では、保険料を減額し、国庫支出金及び繰入金を追加し、歳出では、総務費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 99 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 36 億 8,997 万 2,000 円としました。

議案第 15 号「令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について」

本予算は、第 4 号補正であります。

歳入では、後期高齢者医療保険料を追加し、繰入金を減額、歳出では、総務費を減額し、後期高齢者医療広域連合納付金を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 241 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 4 億 6,963 万 8,000 円としました。

議案第 16 号「令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 2 号）について」
本予算は、第 2 号補正であります。

歳入では、諸収入を、歳出では、財政調整基金費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 399 万円を追加し、歳入歳出予算

総額を 2,011 万 9,000 円としました。

議案第 17 号「令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 3 号）について」

本予算は、第 3 号補正であります。

歳出では、財政調整基金費を追加し、併せて予備費を減額しております。

既定の予算の組替えのため、歳入歳出予算総額に変更はありません。

議案第 18 号「令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 3 号）について」

本予算は、第 3 号補正であります。

収益的収入において、入院収益及び外来収益を減額し、新型コロナウイルス感染症関連補助金を増額しております。

既定の予算の組替えのため、収益的収入予算額に変更はありません。

議案第 19 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計予算について」

本予算は、本年 2 月の市長選挙に伴い、経常的経費を中心とした骨格予算の編成であります。

歳入では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、市税及び地方譲与税、各種交付金の減収を見込むほか、経常的収入を中心として、国庫支出金、県支出金等を計上しております。

歳出では、人件費、扶助費及び公債費などの義務的経費に加え、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料、令和 2 年 7 月豪雨災害等における過年補助災害復旧工事等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 150 億 9,449 万 2,000 円としました。

議案第 20 号「令和 3 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」

歳入では、公園道路使用料を計上し、歳出では主に公園道路管理業務委託料及び防災関係の一般会計繰出金を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 9,100 万円としました。

議案第 21 号「令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」

本予算は、骨格予算の編成であります。

歳入では、使用料及び手数料、国庫支出金及び繰入金等を、歳出では、総務費、事業費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 5 億 1,364 万 7,000 円としました。

議案第 22 号「令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」

歳入では、国民健康保険税、県支出金及び繰入金等を、歳出では、総務費、保険給付費、国民健康保険事業費納付金及び保健事業費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 34 億 1,558 万 5,000 円としました。

議案第 23 号「令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」

歳入では、介護保険料、国庫支出金及び繰入金等を、歳出では、総務費、保険給付費及び地域支援事業費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 33 億 1,351 万 9,000 円としました。

議案第 24 号「令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」

歳入では、後期高齢者医療保険料、繰入金及び諸収入等を、歳出では、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金及び保健事業費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 4 億 7,235 万 2,000 円としました。

議案第 25 号「令和 3 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」

歳入では、使用料及び手数料等を、歳出では、水道管理費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 1,240 万 8,000 円としました。

議案第 26 号「令和 3 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」

歳入では、使用料及び手数料等を、歳出では、水道管理費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 687 万円としました。

議案第 27 号「令和 3 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」

歳入では、使用料及び手数料等を、歳出では、水道管理費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 1,839 万 1,000 円としました。

議案第 28 号「令和 3 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」

歳入では、繰入金及び繰越金を、歳出では、委員会費等を計上しております。

これらの結果、歳入歳出予算総額を 4 万 1,000 円としました。

議案第 29 号「令和 3 年度阿蘇市水道事業会計予算について」

本予算は、骨格予算の編成であります。

収益的収入では、上水道事業収益及び簡易水道事業収益を計上し、総額を 4 億 9,271 万 2,000 円に、収益的支出では、上水道事業費、簡易水道事業費及び予備費を計上し、総額を 4 億 8,733 万円としました。

資本的収入では、上水道事業資本的収入及び簡易水道事業資本的収入を計上し、総額を 3,610 万 3,000 円とし、資本的支出では、上水道事業資本的支出、簡易水道事業資本的支出及び予備費を計上し、総額を 2 億 208 万円としました。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額 1 億 6,597 万 7,000 円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

議案第 30 号「令和 3 年度阿蘇市病院事業会計予算について」

収益的収入では、医業収益及び医業外収益等を計上し、収益的支出では、医業費用及び医業外費用、特別損失等を計上しております。

これらによりまして、収益的収入及び支出予算総額を 27 億 4,356 万 9,000 円としました。

資本的収入では、企業債、他会計負担金及び補助金等を計上し、総額を 2 億 2,147 万 6,000 円とし、資本的支出では、建設改良費、企業債償還金及び市借入金償還金を計上し、総額を 2 億 8,580 万 6,000 円としました。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額 6,433 万円は、過年度損益勘定留保資金で補填いたします。

議案第 31 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）」

本件は、公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び阿

蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例第 5 条の規定により、議会の議決を求めます。

議案第 32 号「市道路線の認定について」

本件は、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線を認定したいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求めます。

議案第 33 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 34 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 35 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 36 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 37 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

議案第 38 号「和解及び損害賠償の額の変更について」

本件は、相手方と和解し、損害賠償の額を変更するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めます。

以上、議案 42 件（報告 1 件、承認 3 件、条例 9 件、予算 21 件、その他 8 件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、この後、午前 11 時 10 分から本会議場で全員協議会を開催いたしますので、御出席のほど、よろしく願いいたします。

お疲れさまでした。

午前 10 時 53 分 散会